

三重県公共事業再評価審査委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、委員会の委員長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 会議は原則公開ですが、委員長の判断により非公開となる場合があります。

2 傍聴定員等について

- (1) 傍聴者の定員は、原則10人とします。ただし、会場の容量によって、定員を増やす場合があります。
- (2) 傍聴者には、会議資料を配布します。ただし、会議資料のうち内容が詳細となっている資料については供覧とする場合があります。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、4の事項に違反したときはこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくこととなります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、一般席に着席すること。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的な行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (5) 会場において、審議に入る前を除き、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
(委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。また、議事録は、個人情報を除き、後日公表します。ただし、非公開となった場合は公表しません。)
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。

(付 則)

この要領は、平成12年9月30日から施行する。

この要領は、平成14年8月6日から施行する。